



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成31年1月1日
第 261 号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社

謹賀新年



新春のご挨拶



支部長
荒川 章三

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、支部会務に多大なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。執行部を代表して厚く御礼申し上げます。

平成最後の正月を迎えることになりました。時代の大きな節目を感じております。

さて昭和支部は昨年、支部創立60周年という記念すべき年を迎えました。これもひとえに支部創立から現在に至るまで、諸先輩会員方のたゆまぬ努力の積み重ねの賜物と感謝申し上げます。

一口に60年と言いましても大変長く、人の一生に例えるならちょうど還暦を迎えたところですね。その60年を振り返りますと「昭和」と「平成」それぞれ30年間という大きな区切りがあり、戦後復興、高度経済成長期からバブル経済までそしてその後の低成長時代を過ぎてまいりました。

税理士業務も「昭和」の時代は、ソロバンから電卓へ、「平成」に入り電卓からパソコンへ、そして簿記を基礎とした資格から今では法律家と言われるまでの変遷を経ております。

本年5月には新元号となり新たな時代を迎えます。

昭和・平成・新元号と時代を越えて税理士制度は益々社会的要請に応えるべく「進化」ととげるとともに「真価」が試されると思っております。そのことから一層の研鑽を積む必要を痛感しております。

私ども執行部では、支部規約に基づき、今年の総会においてご承認いただきました事業計画、予算にもとづき会務を進めてまいりました。研修関係では、月例研修会に加えて60周年を記念してジャーナリストの池上彰氏を迎え、夜間特別研修会を開催しました。広報関係は、支部報・ホームページによる情報提供を行い、税務支援関係では税務相談所の運営、無料相談会の企画、商工会等への派遣などを通じ、社会的貢献にも努めてまいりました。厚生関係は、6月には「世界自然遺産知床を満喫！60周年道東大自然紀行」として北海道・道東方面へ二泊での研修旅行を行い、10月には日帰り研修旅行として「松茸・飛騨牛食べ放題&お土産満載の恵那峡クルーズ」を行い、更に周年を記念してジャズシンガーの綾戸智恵さんを迎えジャズライブを行い、ご家族・事務所職員も参加のもと会員間の親睦を深めました。また、制度部では、税制改正要望について意見の検討と集約と書面添付制度並びに綱紀監察事例に関して検討を行いました。

今後も昭和支部の伝統である「和」の精神で各部署が連携をはかり会員皆様に事業を通じて還元できるよう会員のための会務を運営してまいりますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

繁忙期を迎え、税務支援にもご従事いただく時期でもあり、会員皆様方におかれましてくれぐれもご自愛いただくとともに、本年が、ご多幸と希望に満ちた良い年となることを祈念申し上げ、新年のご挨拶をさせていただきます。

私のつぶやき MONOLOGUE

アラフォーになって代謝が落ちたのが原因か、単なる運動不足が原因か、体重は増加傾向、内臓脂肪も増加傾向、何とかしなければ・・・と考えていた、そんなある日のこと。水曜日夜7時半からTVで放送している某健康番組で、「スロースクワット」なる筋トレによる健康法を紹介してはおりませんか。実際にやってみると、これがなかなかキツイ。TVでは、1日10回3セットを推奨しているのですが、最初、私は1日5回3セットが限界でした。やっていくと徐々に疲労が蓄積して、下半身がじわりと重くなってきます。カラダも温まるし、なんかこれは効果がありそうだな。しばらく続けてみよう。

それ以来、朝起きてすぐ、お昼休憩に、事務所のトイレで、入浴の前に、こま切れの時間を見つけてはスロースクワット

しています。少しずつの運動ながら、続けてみて、2か月が経過しました。今の回数は、1日平均で7回5セット前後でしょうか。徐々に回数をこなせるようになってきました。

そして、思わぬ御利益がありました。なんと、寝つきが良くなったのです。かねてより寝つきの悪い私が、夕食後には自然と「おやすみモード」になって、すんなりと眠りに入ります。朝早く起きて、ストレッチしたり、本を読んだり、仕事したりと、1日の時間を有効に使えるようになりました。やり方は、「スロースクワット」でネット検索して頂ければ詳しく出てくるとおもいます。気軽にやれる健康法として、皆さんにもおすすめいたします。ぜひお試しください。（金子 和生）

新春
特集

新年に想う 年男・年女

浅岡 篤史(8月23日生)



新年あけましておめでとうございます。今年で3回目の年男となります。

2回目の年男であった2007年は、監査法人に入社して2年目を迎えた頃で、私は新人の教育係をしていました。新人がやるような仕事ぐらひはちゃんと理解しているつもりでしたが、いざ説明しようとするとうまく説明することができず、自分自身が仕事の中身をしっかりと理解していないことに気づかされました。この時以来、自分が担当する仕事については何となく終わらせるのではなく、何を聞かれてもしっかりと答えられるように自問自答しながら仕事をするを意識するようになりました(十分に実践できていないことも多々ありますが…)

それから8年が経ち、2015年に父の税理士事務所に入所しました。これまで監査法人ではクライアントが作った財務諸表の監査をしていましたが、自分が決算書を作る立場になり、今更ながら作成者側の苦労が身に染みて分かるようになりました。また、税理士業務は税務のみならず本当に幅広い知識が必要だということも痛感しました。そんな私も税理士としての業務を始めてから3年が経ちました。これまでは何とか業務をこなすだけの毎日でしたが、2018年に父から事務所を引き継ぎ、これからはただ仕事をこなすだけではなく、関与先企業の良きパートナーとなれるよう、よりステップアップしていかなければならないと感じています。

2019年の抱負として具体的なものはまだないのですが、何か新しいことをはじめたいと思っています。仕事で新たな取り組みをしたり、プライベートで新しい趣味をはじめてみたり。これまでの自分よりも少しだけでも成長し、充実した1年間を過ごしたいと思っています。

大澤 輝高(5月11日生)



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。今年で36歳となり3回目の年男になります。

私は一昨年の4月に税理士登録をしました。まだ税理士となって2年目ですが、多くの方たちと出会い、これまでになかったような様々な経験をさせて頂きました。そのような出会いや経験を経て私自身、税理士としてどのように仕事を行っていけばよいかを感じることができました。

そんな中、年男ということで「新年に想う」という主題で原稿執筆の依頼を頂きましたので、新たな節目として、今年目標を立てたいと思います。今年の干支は己亥(「つちのとい」または「きがい」ということで「内部の充実」に心がけるといい年)であり「次のステージに向けた準備期間」なのだそうです。新年の目標を掲げるにはあまりいい話ではありませんが、今年一年は昨年までに感じたことを踏まえて一人前の税理士となれるよう、しっかり勉強をし、一つ一つレベルアップしていきたいと思っています。そして12年後の原稿で良い報告が出来るよう成長していきたいと思っています。

また、今年の5月1日から新しい元号に変わります。10月1日には消費税も10%になります。特に消費税の増税については仕事でも私生活でも大きく関わってくることでありますのでしっかり対応していかななくては行けないと身を引き締めております。私生活では昨年はサッカー観戦やコンサートに行くことがあまり出来なかったのも、時間のやりくりをしっかりとて充実した時間を過ごして参りたいと思います。

最後になりますが、まだわからないことが多くご迷惑をかけることもあるかと思いますが、本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

河田 隆弘(10月28日生)



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、平成31年の初春をお健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。今回の原稿依頼の件で、平成31年は年男を迎えることの認識をしました。それと同時に、自分の年齢にも驚きを感じました。

今年は年男ということもあり、いつもとは違う新たな気持ちで新年を迎え、今年の目標を立てようと思います。

息子も今年の春から中学に入学となり、父親と遊んでくれる時間も激減するでしょう。その空いた時間をどのように使うかです。仕事で疲れた体や心をリフレッシュさせるためにもプライベートを充実させようと考えています。

冷静に考えれば、48歳になる今年、長生きすれば別ですが平均寿命からすれば、人生の折り返し地点はとっくに過ぎています。何も考えずに日々の生活、仕事をしていたらあっという間に次の年男を迎えている自分を想像できてしまいます。

現在、自信を持って言える趣味もありません。強いて言えば、一向に上達しないゴルフぐらいでしょうか。昨年はゴルフを上達することを春先から目標にしていたのですが、支部のソフトボール同好会の練習中に右手中指を剥離骨折し、2ヶ月ほどクラブも握らずにいたら、そのゴルフ熱もどんどん冷めていきました。

「何か夢中になれる趣味を見つけたい」とここ数年思うだけで、なかなか行動に移すことができていません。この原稿依頼がきっかけで、今年の目標を考えることができています。今まで興味もなかった分野に対しても積極的にチャレンジし、その中から自信を持って言える趣味が見つかることを期待したいです。夢中になっている趣味をお持ちの先生方、おすすめがありましたら是非お声掛けをお願いします。

木下 晃良(12月22日生)



新年明けましておめでとうございます。今年で三回目の年男となりました。

12年前は、ちょうど勤めていた会社が倒産し、税理士試験の勉強を始めた頃でした。思い返せば色々大変なこともありましたが、倒産していく会社を中から見るという貴重な経験ができましたし、何より専門学校時代を共にした税理士仲間もできましたので、良かったなと思っています。今年の目標は、「おいしい魚を食べに旅をする」と「健康に過ごす」です。

最近、YouTubeで釣り動画をよく見ていますが、獲れたての魚を使った料理が本当においしそうで、どこか海辺に行ってお酒を飲みながら、腹いっぱい魚料理を食べたいなと思っています。そのまま泊まれたらもう最高です。一時期は毎日こんな魚が食べられたら最高だろうと、割と本気で将来の移住も考えた程でした。動画を見過ぎると満足してしまいそうなので、ほどほどにして熱が冷めないうちに旅行に行きたいと思います。

次に健康面ですが、この原稿を書いている4日前にインフルエンザにかかってしまいました。薬のお陰で重症化には至りませんでしたが、それでも熱と頭痛と倦怠感に苦しめられました。普段健康について意識していませんでしたが、改めて健康のありがたさが身に沁みました。余談ですが、薬は「イナビル」という粉末を吸引するタイプの薬でした。吸い込む加減が分からず、思い切り吸い込んでむせました。ゆっくり吸い込めばいいですので、使用する機会がないのが一番ですが、もし機会があれば参考にしてください。

最後になりましたが、昭和支部の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げるとともに、本年もご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

佐野 一夫(10月15日生)



今年の干支は“イノシシ”です。年男ということで原稿を書かせて頂きます。昭和22年生まれで72歳になります。6回目の年男です。イノシシのイメージは、「猪突猛進・まっしぐら」だと思います。

我々の世代は、昭和22年・23年・24年生まれを堺屋太一氏が“団塊の世代”と名付けられ、一番人数の多い世代です。若いときから「人数が多いから、一生激しい競争に晒されるよ」と言われ続けてきました。

中学に入学すると、教室の数が足りず、ぎゅうぎゅう詰めの教室で授業を受けました。2学期になると3分の1のクラスが、新設校に編入されたというありさまです。高校では、体育館兼講堂が新築され、卒業式だけ使用することができました。学校教育も“新しい教育方針”が我々の世代から適用され、新しいことを最初に適用されることが多かった様に思います。

私は、高校を出てから会計事務所に就職し、21年間勤めて独立開業しました。今年で開業32年になります。考えてみれば会計事務所畑を53年やってきました。福沢諭吉の言葉と記憶していますが、一生を通して一つの仕事をやり遂げることは、尊いことであると言われていました。

一つの仕事をこんなに長く続けられたことは、私の人生にとり、望外の喜びです。税理士と言う仕事は、他人の人生の様々な生き様をまともに見る機会が多く、自分自身にも非常に考えさせられ、参考になることが多いです。7回目の年男の時は、生きてるかどうかわかりませんが、健康に留意ししっかりと歩んでいきたいと思っています。

高林 宏至(1月4日生)



新年明けましておめでとうございます。開業間もなく3回目の年男で執筆の依頼を受け、もうお役御免と思っていたら、還暦という節目

に再依頼を受けました。最初に5の数字が書けなくなる、言えなくなると思うと寂しさ100%です。

40代は寝る間を惜しんでほぼ年中仕事をしてきましたが、50代前半に体力、後半に気力の減退を感じるようになりました。去年初めてインフルエンザにかかり、23年ぶりに病欠しました。以来健康第一と考えるようになりました。高血圧、禁煙できない、揚げ物や肉食が好きなので、青汁を飲み長年毛嫌いしていた納豆や魚を食し野菜も摂取し塩分控えめを心掛けDHA・EPA、サーデンペプチド、ビタミンC等配合のサプリを補給しております。煙草もなるべくアイコスを吸うようにしています。後、運動不足解消のためウォーキングもしなくてはと思っています。TVで医師が高血圧予防に日常生活での歩数に加え1,000歩（ちなみに認知症は2,000歩）歩くと効果があると言っていました。夏暑いし冬寒いし雨の日は出来ないなど思っていたらネットでイオンモールウォーキングの記事を見つけ、これだ！と思い今後ショッピングセンターをうろつこうと思っています。

今後は新たに青春を謳歌しようと前向きにシフトしています。アビーロードの歩道をビートルズを模して歩きたい。学生時代にIVYが流行っていましたが、ブルックスブラザーズの店舗を見つけたので、ちょい悪オヤジ目指してまたお洒落にも関心を持とう。根尾選手がドラゴンズに入ったのでナゴヤドームに応援に行こう。先ではあるがリニアを利用して日帰り東京・横浜巡りをしたいなどと思っています。

新春
特集新年に想う
年男・年女

松井 圭(9月29日生)

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。



今年は平成の時代が終わり、新たな時代が幕を開ける、日本にとって大きな節目となる年です。

私は昭和58年の生まれで、30年前昭和から平成に変わった当時の世間の様子は、まだ幼かったので残念ながら記憶にありません。昭和時代の終わりとは即ち昭和天皇崩御でしたので、「新時代の始まり」というよりも、「昭和の終焉」という空気が世間を取り巻いていたのではないかと思います。この度は明治以降初めての生前退位ですから、国民は只々新しい時代への期待感だけを胸に今年の5月1日を迎えられるのではないのでしょうか。譲位の日が事前に決まっているので、新元号の予測を試みたりと国民の関心もより高くなっているのではないかと思います。

平成の30年間は私が生きた時代そのものです。高度経済成長もバブル景気も経験していない世代で、当時の給与水準の昇給率や金利の上昇率を聞いても、夢話のようで現実味を感じられず、高みを目指すことよりも、底まで落ちないようにひたすら堪え忍ぶ大人たちを見て育ってきたという印象です。この時代しか知らず、またそれが当たり前と思って暮らしてきたので、このところの東京オリンピック開催ムードや、この地方で言えばリニア新幹線開業ムードの高まりによる特需景気の様相は初めての感覚で新鮮です。それに加えて大阪万博の開催も決定し、新しい時代は早速大イベントが目白押しで、きっとこれらが後世この時代の象徴になるのでしょうか。

ただ私は平成の時代で育ったせいも、新時代の到来と共にやってくる消費税率の引き上げと複数税率スタートという近々の課題や五輪後の反動不況への不安が先立ってしまう悲しい性分でもあります。だからこそ今年の大きな節目を機に、明るいニュースが増えて欲しいと願うばかりです。

11月支部研修

(平成30年11月9日開催)

事業承継税制(特例措置)の
ポイント解説

講師:税理士 若山寿裕 氏



I. はじめに

本年からすでに認定申請が始まっている特例事業承継税制であるが、一昨年の今頃から新聞等々で、事業承継税制の要件が大幅に緩和されると報道され始めた。その後、税制改正大綱が出ると、従来の税制では事業承継において使い勝手が悪かったと言われる部分について、10年間の期限付きの特例として、大幅な拡充措置がなされることとなった。その経緯としては一昨年夏、自民党が衆議院総選挙のマニフェストに事業承継を後押しするという掲げていたことを発端としている。

今回は、つい先日出来上がったばかりの『「事業承継税制の特例」完全ガイド』をテキストとして事業承継税制の概要から実務上での留意点などをお話いただいた。

II. 特例納税猶予制度と一般納税猶予制度の比較
(1)適用要件に係る主な相違点(①~⑦)

① 事前の計画策定等

一般では提出不要とされているが、特例では都道府県への特例承継計画の提出が必須となっている。提出期間は2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間だが、確認まで受ける必要はなく、提出が2023年3月31日までになされていればよい。なお、2023年3月31日までの相続・贈与については、相続・贈与後に承継計画を提出しても適用が認められる。

② 適用期限

一般では期限がないのに対し、特例では2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間に於いて、一定の要件を満たす者に適用される(措法70の7の5~措法70の7の8)。この10年間に最初の相続・贈与がなされることが必

要とされている。例えば、適用期限内に先代経営者から株式を後継者に贈与をした場合、その贈与申告期限から5年以内に、先代の配偶者から株式の贈与を受けることができる。つまり、2032年3月15日までの贈与が可能となる。

③ 対象株数及び納税猶予割合

対象株式数は一般の3分の2から特例では100%とされた。また、納税猶予割合についても、一般では相続については80%であったのに対し、特例では相続・贈与共に100%とされた。これにより、相続では特例と一般での納税猶予額ではおよそ倍の開きが出ることとなった。※具体的計算例はテキスト22-24頁。

④ 承継パターン

一般では複数の株主から一人の後継者に対してのみ対象となっていたが、複数の株主から最大3人の後継者への承継が対象とされた。中長期的に承継パターンを広く設けておきたいという趣旨から、後継者は3人まで可能になったが、デメリットもある。複数の後継者に適用する場合には条文、通達、事業承継マニュアルを隈なく読み込む必要がある。

⑤ 雇用確保要件

一般では事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められていたが、特例では実質廃止されたと言ってよい。特例では雇用確保要件を満たせない場合でも、認定支援機関の所見を記載した書類を提出等すれば納税猶予が継続する。

⑥ 経営環境変化に対応した免除

一般の免除事由に加え、特例では経営環境の悪化に伴い、納税猶予適用時の株価よりも株式譲渡時の株価が下落している場合の免除措置が創設された。経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合にのみ、免除申請書を提出することで納税猶予額が再計算され、当初の納税猶予額との差額が免除される。

特例(措法70条の7の5)はほとんどが一般規定(措法70条の7)の準用規定となっており、一般規定を理解しなければ特例の理解ができないこととなるが、このうち、第12項から第17項までは新創設の減免規定のため特例独自の規定となっている。

⑦ 相続時精算課税の適用

通常、相続時精算課税は60歳以上の者からその直系卑属で20歳以上の者へしか行えない。しかし、特例により事業承継税制の適用を受ける場合には、直系卑属以外の親族外への相続時精算課税の適用も可能となった。

(2) 相続時精算課税との関係

相続による世代交代に比べると、贈与による世代交代のリスクの方が大きいと一般的には考えられてきた。これが中小企業の世代交代の促

進を滞らせている主な理由とされていたため、贈与のリスクを緩和するための特例贈与税猶予制度が創設された。また、更なる同制度促進の観点から、親族外への相続時精算課税が適用を受けることが可能となった。親族外への相続時精算課税の適用は条文で明文化されているわけではなく、条文(措法70条の2の7)と通達(措通70の2の7-2)を読み解くことにより適用できることとされた。

このような背景を踏まえた、特例納税猶予制度と相続時精算課税を併用する場合には、次の3点に特に留意する必要がある。

① 経営環境の悪化に伴う減免特例を受けている場合

相続時精算課税を選択した場合、措法70条の7の7によるみなし相続の規定は、減免特例に対する規定の適用がないため、贈与時の価額、つまり減免特例適用前の価額で相続税が課税されることになる。特例の効果である減免による贈与の納税猶予を受けたとしても、相続が発生した時点で減免の効果が無くなってしまう。暦年課税であれば、3年以内贈与加算はあるが、それがなければ減免の効果のみで課税関係は終了する。

② 特例贈与者よりも後継者が先に死亡した場合

特例贈与者よりも先に後継者が死亡した場合、後継者の相続人に対するみなし相続の規定の適用はないため、後継者への贈与についての納税猶予額が免除される。ところが、後継者が相続時精算課税を選択していた場合、後継者の相続人は、相続時精算課税の選択による相続税の納付義務を承継することになる。その結果、特例贈与者が死亡した際には、後継者への贈与時の価額で、相続時精算課税の適用財産が特例贈与者の財産に加算され、それを後継者の相続人が相続することになる。この点については一般納税猶予制度でも同様の問題となる。

③ 後継者が親族外の場合

親族外の後継者に対して相続時精算課税を適用し贈与する場合、特例贈与者の相続時に推定相続人以外の者が相続税の申告に参加することとなる。また、株式の評価方法は配当還元方式ではなく原則的評価方式になるため、相続税の負担増への影響を与え得ることが留意点である。

Ⅲ. おわりに

特例事業承継税制については、事前計画策定等の確認機関が中小企業庁、税制管轄機関が国税庁と2本立てになっている。そのため円滑化法と税法の両側面を理解する必要がある難解な構造となっている。認可としては適用できても、税制面で適用できるかどうかは別問題となっており、逆も然りである。認可を受けた

からといって必ずしも特例事業承継税制を適用しなければならぬわけではないため、納税猶予制度を利用する可能性があるならば、とりあえずは事前計画策定等の認可を受けておくことが無難と言える。

(研修部 津田 亜希)

12月支部研修

(平成30年12月7日開催)

1. 書面添付制度について

講師：昭和税務署
法人課税第一部門 統括国税調査官
廣瀬 勝之氏

講師：昭和税務署
資産課税第一部門 統括国税調査官
大坪 輝幸氏



平成13年に創設された税理士法第33条の2に規定する書面添付制度について、制度の普及・定着のため、概要及び記載内容についての説明がされた。

書面添付制度を活用することにより、税理士への意見聴取の結果、税務調査が省略された場合には、納税者の事務負担の軽減につながり、顧問先からの信頼獲得や地位の向上につながる。相続税の書面添付については、その他の項目で納税者の納税に対する姿勢・認識について、法人税の書面添付については、顕著な増減事項の増減理由の項目に注目している。法人税については、毎年取り立てて状況が変わるわけでもなく、書きづらいという声もあるが、毎年同じような内容ということも当然あり得るので、気にせず利用して欲しい。記載例を参考にして、調査の時に問題となるような項目を主に書いて欲しい。まず、利用してみて慣れることが大切である。年々、記載内容はよくなってきているので、制度のメリットを理解して、協力をお願いしたい。

2. 平成30年分の年末調整について

講師：昭和税務署
法人課税第七部門 国税調査官
中島 千尋氏



平成30年分の年末調整及び平成31年分の源泉徴収事務に関する留意事項について説明がされた。

- (1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が改正された。合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることができない。配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされた。
- (2) 年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度、異動申告をする。
- (3) 扶養親族には、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれない。
- (4) 年少扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族の判定については、早生まれの親族に適用誤りが多くみられるため注意する。
- (5) 扶養親族の重複控除がないように注意する。
- (6) 控除対象配偶者や扶養親族の収入の把握に誤りがあった場合は、年末調整の再調整を行う。
- (7) 障害者控除のうち、愛知県が発行する療育手帳においては障害程度がAの場合に特別障害者となり、名古屋市が発行する愛護手帳においては障害程度が1又は2の場合に特別障害者となる。要介護認定を受けている者については、社会福祉事務所長の障害者控除対象者認定書が必要である。
- (8) 寡婦控除の適用には婚姻関係があったことが要件であり、事実婚については適用されない。
- (9) 国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受けるためには、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要である。
- (10) 保険料控除の生命保険料は、所得者本人が支払ったものに限り、地震保険の一つの契約等が、地震等損害により保険金等が支払われる

ものと旧長期損害保険契約のいずれの区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとする。

- (11)控除対象配偶者や扶養親族の年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料や介護保険料は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用される。

3. 平成31年度償却資産(固定資産税)の申告について

講師：名古屋市金山市税事務所
固定資産税課 償却資産係 係長
安形 恵氏



償却資産税の申告について、提出先と提出期限の確認があったとともに、郵送や電子申告での提出についての協力依頼があった。マイナンバーが記載された申告書を代理提出する場合は、納税者本人のマイナンバーカード

の写し等の番号確認書類に加え、毎回、税務代理権限証書及び税理士証票が必要である。

償却申告書の種類別明細書には、前年申告した資産については印字があるので、前年中に異動があった資産を加除修正すること、申告書の備考欄はその他連絡事項として利用して欲しい。

固定資産税(償却資産)と法人税・所得税との取扱いの比較の説明がされた。償却計算の期間・減価償却の方法・圧縮記帳・特別償却・割増償却等の取扱い等が異なる。また、租税特別措置法による中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の取得については、固定資産税(償却資産)においては、課税対象になることにも注意が必要である。

建物附属設備の償却資産と家屋の区分については、移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、独立した機器については、償却資産とする。家屋と構造上一体となっている電気設備等は、家屋とする。ただし、家屋とするこれらの設備をテナントの方が取り付けの場合は、償却資産となる。

中小企業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例が新設されたことの説明がされた。

(研修部 中根 恵美)

NEWCOMER
私が新人です



東郷1班

旭 仁美

はじめまして。このたび半田支部から昭和支部へ転入させていただきました、旭仁美と申します。私が税理士になろうと思ったきっかけは、大学時代の学部が経営学部であったため、会計学などの勉強を通して税理士という仕事を身近に感じ興味をもっていただけからです。

がしかし、いったんは一般企業に就職し、税理士業とは全く関係のない仕事をしておりましたが、友人が税理士試験に挑戦していた影響で、私も会社を辞め一念発起して試験に挑みました。受験に専念し2, 3年を目途に試験に受かろうと思っていたのですが、結局何年もかかってしまい、気が付けば20代後半は税理士試験の勉強で人生を過ごしてしまいました。

税理士事務所での実務経験は10年超にはなりますが、その間に子育てをしたり(今も子育ては継続中ですが…)して、ほぼ開店休業状態みたいな時期が何年もありました。ちなみに今も細々と自宅にて開業しております。

今は子育てがメインになってしまっていて、子供と一緒にヴァイオリンをやるのが今一番の楽しみになっています。来年の夏の発表会に向けて日々一緒に練習しています。また、最近は体力づくりにも励もうと家族で東郷町主催のファミリーマラソンにも出場するため平日と休日に少しジョギングをしています。

少しずつ子供の手が離れてきたこともあり、今後は支部や本会の研修に積極的に参加してしっかりと勉強し、税理士会の活動においては租税教室に大変興味を持っていますので、ご縁がありましたら参加してみたいと思っています。

昭和支部の皆様にはご迷惑をかけぬようゆっくりではありますが、日々努力したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

NEWCOMER

私が新人です



日進3班

山田 邦夫

昭和支部の皆様、初めまして。平成30年8月に税理士登録をさせていただき、日進市三本木町で開業しました山田邦夫と申します。どうぞよろしくお願いたします。若い先生方をご存じないかもしれませんが、「山田邦子」の「子」の字を「夫」に変えたのが私だということで、覚えていただけたら幸いです。

私は岐阜県出身ですが、20代前半には昭和区丸屋町に3年、20代後半から30代には昭和区川名山町に16年住んでいました。そして、この度、昭和区ではありませんが、昭和支部での登録をさせていただいたのも何かのご縁があってのことと思っています。

私は、昨年7月に豊橋税務署長を最後に国税の職場を退職しました。実は、国税の職場へ入るまで「税」というものについて、全くと言っていいほど知らなかったのですが、友人から「一緒に受けないか」という言葉で一緒に受験し、その後は国税の職場で法人税の調査を中心に過ごしてきました。しかし、今でも「税は複雑なもの」と痛感しています。

新しい人生のスタートラインに立った今、これまでの国税の職場で培った様々な経験を活かしながら、税理士として少しでも社会のお役に立てるよう努力するとともに、研修会等にも積極的に参加し、幅広い知識等を吸収して成長したいと思っています。

年を取った新人であります。昭和支部の皆様と積極的に触れ合っていきたいと思っていますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



瑞穂8班

富 孝史

昭和支部の皆様はじめまして。私、富孝史と申します。平成30年9月に税理士登録し、昭和支部に加入することとなりました。

私の顔写真を見るに「老けた新人だな。誰だこいつは。」と思われた方々もいらっしゃると思います。そこで少々自己紹介をさせていただきます。

私は、監査法人トーマツ名古屋事務所にて、公認会計士として15年ほど会計監査業務に従事してまいりました。この間、会計監査業務以外でもお客様の株上市場準備支援及び決算早期化支援業務も経験させていただきました。

その後2年間、金融庁証券取引等監視委員会開示検査課に転籍出向し、会計士調査官として上場会社が発行する法定開示書類の虚偽記載の検査業務に従事しておりました。

出向期間満了により監査法人トーマツのグループ会社であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社名古屋事務所へ帰任しました。こちらでは、企業のM&Aに当たっての財務調査、不正融資及び品質偽装等の調査業務に従事してまいりました。

そして、この度、税理士登録をさせていただき独立開業することとなりました。この独立開業という選択は、「(甘っちょろいかもしれませんが)自分の仕事人生このままで終わってよいのか。自分がこれまで見てきた世界は社会の一側面に過ぎないのではないのか。もっと自分の仕事の領域を広げたい」と思うに至ったからです。

最後になりますが、己の執着心を捨て、聞く姿勢を忘れず、思い込まず、偏らない姿勢で業務に邁進する所存であります。昭和支部の皆様、税務分野も始め未だ身を立てる術も分からぬ若輩者ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

創立支部60周年 綾戸智恵 JAZZ LIVE




はそれだけでなく、楽しいおしゃべりにもあります。歌っていた時の表情とは打って変わって、関西弁丸出しの大阪のオバチャン（失礼）そのものです。事前に「税理士会の昭和支部という団体の60周年です」と伝えていたので、こちらとしては「60周年おめでとうございます」という挨拶をしてくれれば満足だったのですが、ご自身の確定申告の話やらお世話になっている税理士さんの話など折に触れて税理士の話をしていただいて、そのサービス精神には舌を巻くばかりでした。

平成30年11月7日、昭和支部創立60周年記念事業のハイライトの一つである、60周年記念綾戸智恵ジャズライブが名古屋ブルーノートで行われました。会場は多くの会員やご家族、事務職員の方々にご来場いただき満席の大盛況となりました。支部の厚生行事に普段あまり参加されない会員の顔も多数見受けられました。

会場となった名古屋ブルーノートに初めて訪れた会員も多かったようで、開演前にはそのお洒落な内装とステージの近さにびっくりされる方もみえました。荒川支部長の挨拶に続いて、いよいよ綾戸智恵さんの登場です。思ったより小柄で可愛い綾戸さんに皆さん大きな拍手で迎えます。60周年を迎える昭和支部と同年ということもあって企画した今回のライブですが、紹介の中でそのことを触れさせていただくと、「年齢を言われて登場したのは初めてやわ」と人懐っこい大阪弁で毒を吐きながらの登場に場内はいきなり大爆笑でした。しかし歌を歌い出すと場内の雰囲気は一変、その小さなカラダのどこにそのパワーがあるのかと思うほどの力強い歌声、それを生で聞く迫力に皆さんグイグイ引き込まれているようでした。お馴染みのジャズナンバーが続く中、ライブ後半には、代名詞といえる「テネシーワルツ」を聴かせてくれました。まさに絶唱といえる感動的な歌に、会員の中には涙ぐみ方もみえるほどでした。しかし綾戸智恵さんのライブの魅力



熱烈なアンコールにも応えてくれて、1時間をゆうに超えるフルライブとなりました。ライブ終了後には、楽屋にも帰らずにそのままサイン会のテーブルに移動し、岡部実行委員長の縮めの挨拶を綾戸智恵さんも一緒に聞くという奇妙な光景が繰り広げられました。その後のサイン会は大盛況で、マネージャーさんが東京から持ってきたCDを荷物にならないようになるべく多く買ってってくださいと冗談で言っていたのですが、まさにそれが現実となり、用意してきたCDがほぼ完売となりました。その後はステージで記念撮影をする方や使用したピアノの椅子に座ってみる方などいて、60周年にふさわしい、忘れられない一夜となりました。

(厚生部 武山 卓史)

税金セミナーと無料税金相談



平成30年11月18日（日）にイオン八事4階において、税金セミナーと個別税金相談が行われました。これは国税庁が毎年この時期に税を考える週間として集中的な広報活動を行っています、この一環として行われました。

午前10時からこのイベントは行われましたが、最初に税に関する作文、税に関する習字、税に関する標語の表彰式が行われました。これらは小中学生を対象にしたものです。続いて親子で参加できる税金クイズ大会が行われました。この税金クイズは以前テレビ番組で「天才クイズ」というものがありましたが、これと同じような形式で税金に関するクイズに○×で答えていくものです。これには50名ほどの参加があり、成績優秀者には豪華な景品が贈呈されました。

午後からは税金セミナーと個別税金相談です。私はこの個別税金相談の相談員として参加しまし



た。相談員は私を含め3名です。相談者は私が見たところ概ね60歳以上の方が多く、みなさんあらかじめ相談内容をまとめてからこの相談会に参加されているようでした。

私が担当した方は「孫の下宿先の家賃は教育資金の贈与に該当するか?」、「相続税の計算において、土地の評価額はどのように計算したらよいか?」、また「生前贈与加算があるので、高齢になってから生前贈与を行うことは不利か?」

など、相続税や贈与税に関する相談が多く寄せられました。また相談者の方は節税のために税理士の知恵を借りたいという思いの方が多いことも感じました。

普段我々は税金の計算ばかりに着目し、税金が実際どのように使われているかについては、なかなか考えることがありませんが、このようなイベントを通じ、税を考える習慣を身に付けていくことも、税理士として必要ではないかと感じるイベントとなりました。

(成田 芳一)



同好会 だより 昭和支部60周年記念ゴルフ同好会



名古屋税理士会昭和支部創立60周年を迎え、平成30年11月2日、昭和支部ゴルフ同好会主催で、愛知カンツリー倶楽部にてゴルフコンペを開催いたしました。記念大会でありますので、支部会員全員にご案内をし、一人でも多く参加して頂けるよう準備をしましたが、23名の参加者でありました。昭和支部創立50周年記念ゴルフコンペの参加者は45名でありましたので、約半数となり少々淋しく残念なことであると思っています。

当日は、雲一つない晴天であり、風も穏やか小春日和で、絶好なゴルフ日でありました。愛知カンツリー倶楽部は、愛知県下でも名門のゴルフ場であり、記念大会にふさわしいコースでありました。全員がホールアウトした後、成績発表の時には、荒川支部長がプレイはなかったものの、わざわざ会場に出席し、ご挨拶をしていただきました。優勝は、写真の通り土屋真人会員、上位入賞者は実力者ばかりの会員でありましたが、上位入賞できなかった会員も、多くの記念品・賞品にさぞかし満足されたことでしょう。

昭和支部ゴルフ同好会(昭税会)の歴史を少し調べてみますと、昭和30年前半、ゴルフ人口も少なく情報もあまりない時代、ゴルフ場も少ない頃に

発足したようであります。平成5年頃までは、プレイをしたくてもゴルフ場の予約が困難で、同好会コンペを楽しみにして心待ちにされていた会員も多かったと思われます。また、同好会の会員も70名程度で毎回の参加者も30名~40名と、盛大なコンペであったと記録が残されています。それが時代の変化により、今ではいつでもどこでもプレイができるようになり、徐々に参加者の減少につながってきているように思われます。同好会が発足して、来年7月は第550回目となり、歴史を積み上げてきた同好会であります。この第550回の記念大会を今から計画をし、盛大な大会にしたいと考えています。又、第500回記念大会は、1泊にて青森県の夏泊ゴルフリンクスでコンペを行い、参加者全員が満足され、深い思い出が残った大会でありました。



近年、人生100年時代になったとよく耳に致します。ゴルフもどんなスポーツでも、健康な体でなければ出来ません。その健康を維持する為にも、無理なく体を動かし、体力を保持していきたいものです。今後もゴルフ同好会を続けていき、さらなる会員相互の親睦を深め、一人でも多く参加されますことを望み、昭和支部の益々の発展をお祈りいたします。

(ゴルフ同好会 酒井 政治)

【11月の月例集会】

平成30年11月9日(金) 13時30分より
天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 税を考える週間
2. マイナンバー制度の定着
3. 中小企業庁等が実施する「消費税転嫁拒否等に関する調査」にかかる調査表の送付について
4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)の納税について

予定納税第2期分期限:平成30年11月30日

5. QRコードを利用したコンビニ納付手続きの開始について

(支部より連絡事項)

研修部: 今後の研修会並びに配布図書について

総務部: 今後の予定について

【12月の月例集会】

平成30年12月7日(金) 13時30分より
名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール)

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼
2. メッセージボックスのセキュリティ強化等
3. 源泉担当部門からのお願ひ
4. 軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト

(支部より連絡事項)

税対部: 無料相談割付発送について

研修部: 今後の研修会並びに配布図書について

総務部: 今後の予定について



支部からのお知らせ

・1月月例集会及び研修会のご案内

平成31年1月11日(金)
サーウィンストーンホテル(八事)
研修会: 14時30分より

「土地及び土地の上に存する権利の
評価の通則と税務上の留意点」
講師 税理士 小寺 新一氏

月例集会: 16時40分より
新年会: 17時30分より

・2月月例集会及び研修会のご案内

平成31年2月8日(金)
名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール)
月例集会: 13時30分より
研修会: 14時30分より

「平成30年分確定申告の留意点」
講師 昭和税務署担当官
「綱紀監察事例について」
講師 名古屋国税局担当官

・図書配布のご案内

平成31年1月 全会員に郵送
「確定申告の手引き」(税務研究会出版局)

訃報



川嶋 俊策 会員
瑞穂6班

平成30年10月27日逝去 享年74歳
昭和47年2月16日 税理士登録



河合 勇 会員
昭和18班

平成30年11月4日ご逝去 享年96歳
昭和44年9月20日 税理士登録

編集後記

最近、ポータブルレコードプレーヤーを手に入れ事務所で仕事の合間にレコードを聴いています。レコードなんてなじみがないですね、現在は配信サイトからダウンロードして音楽を聴くのが主流でしょうか。しかし最近、若いアーティストからベテランのアーティストまでが新譜をレコードで発売していることがあります。ちょっと手を休めてコーヒーでも飲みながら好きなレコードを聴いて、さあ今年も仕事頑張りましょう。

(石田 幹治)